

令和5年度県内のいじめの認知状況

(県内公立学校が対象)

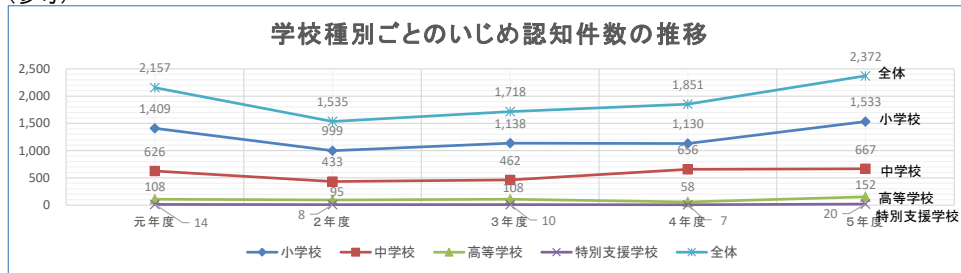
1 校種別の認知件数の推移(令和4年度との比較)

区分	認知した学校数 (学校総数に占める割合)			認知件数		
	4年度	5年度	差	4年度	5年度	差
小学校	192 (71.1%)	183 (68.0%)	-9	1,130	1,533	+403
中学校	88 (68.8%)	95 (74.2%)	+7	656	667	+11
高等学校	22 (33.3%)	33 (58.9%)	+11	58	152	+94
特別支援学校	3 (30.0%)	2 (20.0%)	-1	7	20	+13
計	305 (64.3%)	313 (67.6%)	+8	1,851	2,372	+521

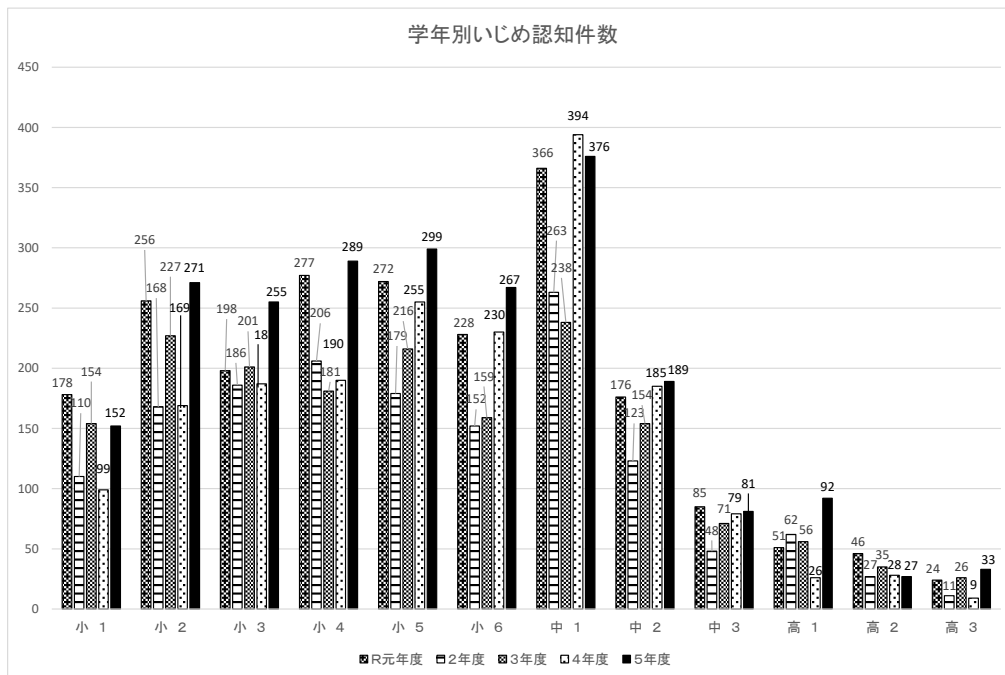
(R5学校数: 小学校269校、中学校128校、高等学校56校、特別支援学校10校、計463校)

【本県の傾向等】 令和4年度と比較し、小学校、高等学校における認知件数が大幅に増加した。しかし、高等学校においては、令和3年度から4年度にかけて認知件数が半減するなど、年度によって傾向が異なるため、今後もすべての校種においていじめの未然防止、早期発見に向け、積極的かつ適切ないじめの認知が重要であると考えられる。

(参考)



2 学年別の認知件数 (令和元年度～令和5年度)



【本県の傾向等】 全体的な傾向として、中1が一番多く、小学校高学年の認知件数が増加傾向にある。加えて、令和5年度は小学校低学年から中学年での認知件数の大幅な増加が顕著であった。大幅な認知件数増となる理由として、コロナ禍前の水準まで戻ったということが考えられるが、その他にも認知の感度が学校や教師によって差があることも懸念されるため、再度、定義を踏まえた認知、組織で認知することについての研修を行っていく必要がある。

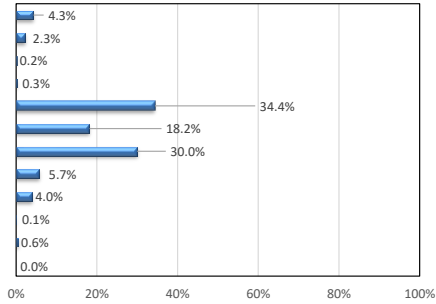
3 発見のきっかけ（令和5年度）

※特別支援学校については件数が少なく、特定の案件(個人)が識別される恐れがあることから非公表

(1) 全体

	件数
学級担任	101
学級担任以外の教職員	53
養護教諭	5
外部の相談員(スクールカウンセラー等)	4
学校の取組(アンケート調査等)	809
被害者本人の訴え	428
被害者本人の保護者の訴え	707
本人以外の児童生徒の情報	135
児童生徒(本人以外)の保護者の情報	93
地域住民からの情報	2
関係機関からの情報	14
その他	1

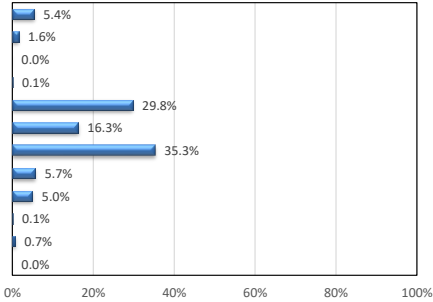
特別支援学校を除く 計 2,352



(2) 小学校

	件数
学級担任	83
学級担任以外の教職員	24
養護教諭	0
外部の相談員(スクールカウンセラー等)	2
学校の取組(アンケート調査等)	457
被害者本人の訴え	250
被害者本人の保護者の訴え	541
本人以外の児童生徒の情報	88
児童生徒(本人以外)の保護者の情報	76
地域住民からの情報	2
関係機関からの情報	10
その他	0

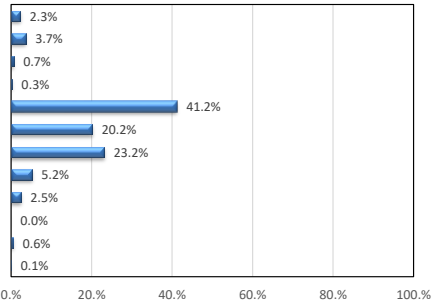
計 1,533



(3) 中学校

	件数
学級担任	13
学級担任以外の教職員	25
養護教諭	5
外部の相談員(スクールカウンセラー等)	2
学校の取組(アンケート調査等)	275
被害者本人の訴え	135
被害者本人の保護者の訴え	155
本人以外の児童生徒の情報	35
児童生徒(本人以外)の保護者の情報	17
地域住民からの情報	0
関係機関からの情報	4
その他	1

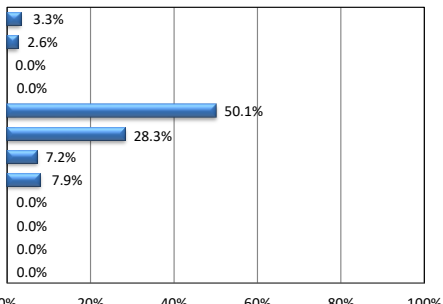
計 667



(4) 高等学校

	件数
学級担任	5
学級担任以外の教職員	4
養護教諭	0
外部の相談員(スクールカウンセラー等)	0
学校の取組(アンケート調査等)	77
被害者本人の訴え	43
被害者本人の保護者の訴え	11
本人以外の児童生徒の情報	12
児童生徒(本人以外)の保護者の情報	0
地域住民からの情報	0
関係機関からの情報	0
その他	0

計 152



【本県の傾向等】小学校では、被害者本人の保護者の訴えが最も多く、中学校、高等学校では、アンケート調査が最も多くなっている。児童生徒の発達段階において、校種が上がるにつれ保護者に対していじめ被害を訴えることが少なくなる傾向にある。この結果から、保護者との密な連携、アンケートの適切な実施がいじめを把握する重要なポイントになることを研修会等で再度伝えていく必要がある。

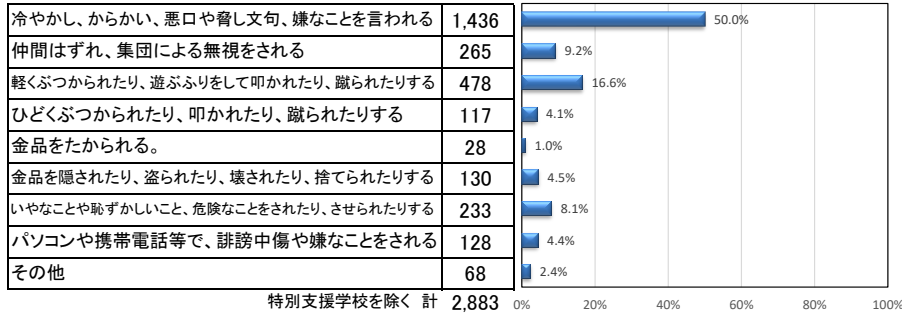
4 いじめの態様（令和5年度）

※特別支援学校については件数が少なく、特定の案件（個人）が識別される恐れがあることから非公表

※この間は複数回答のため、態様別の計は認知件数の計と一致しない

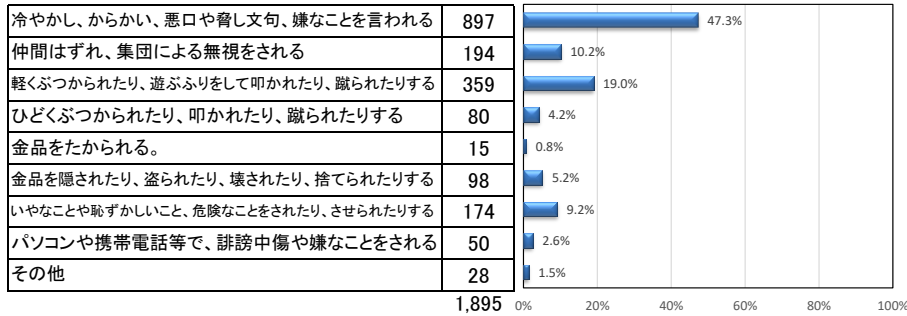
(1) 全体

件数



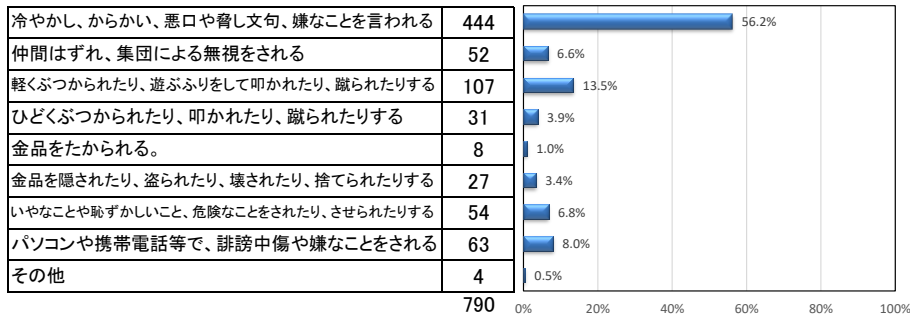
(2) 小学校

件数



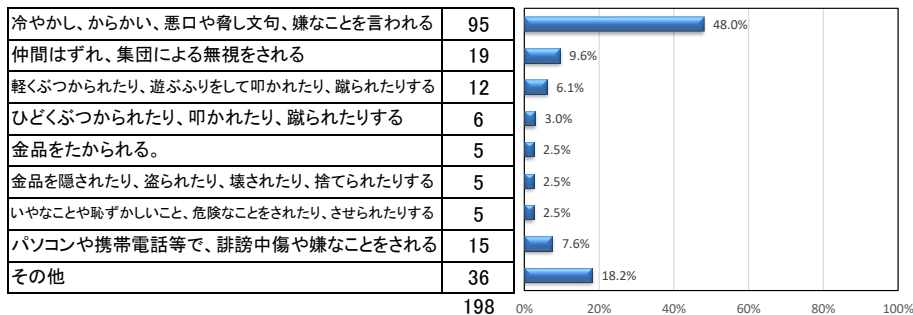
(3) 中学校

件数



(4) 高等学校

件数



【本県の傾向等】全ての校種において「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が特に多くなっており、日常の場面で、いじめが起きていることが分かる。全体的に比較的軽微とされるいじめが多いことから、県内で起こっているいじめを深刻化・重大化させないためにも、これまでどおり未然防止、積極的認知、早期対応の大切さを伝えていく必要がある。インターネット上のいじめについては、過去5年間の傾向として、令和元年度から令和2年度にかけて大幅に増加し、その後は横ばいの傾向となっている。コロナ禍における外出自粛等でスマートフォンやタブレットを使用する機会が増えたことが要因の一つではないかと考えている。

教育委員会人権教育課 令和6年度所管事業等の概要

＜いじめ問題対策関係＞

【項目1】

事業名	愛媛県いじめ問題対策本部会議
設置年度	平成18年度
目的	児童生徒の心身の健全な発達を妨げ、重大な人権侵害や不登校、自殺等につながるおそれのあるいじめ問題について、県教育委員会がその解消に向けた組織的な取組を推進するため、教委関係各課が情報を共有し共通理解を図るとともに、具体的でより効果的な方策や対応等について協議を行う。
参加者	副教育長（本部長）、指導部長、社会教育課長、保健体育課長、義務教育課長、高校教育課長、人権教育課長、特別支援教育課長、いじめ対策アドバイザー、その他本部長が必要と認めた者（各課担当者等）
備考	・第2回以降は、必要に応じて本部長が招集。

【項目2】

事業名	愛媛県いじめ問題対策連絡協議会
設置年度	平成18年度
目的	県内全域におけるいじめの未然防止や早期発見・対応等の推進状況を確認するとともに、その在り方について協議することを通して、県・市町・学校・関係機関の連携の強化を図る。また、県内の各地域におけるいじめ対策等の効果的な取組についての報告を行い、県内へ普及する。
参加者	副教育長、指導部長、県・県教委関係職員、市町・市町教委関係職員、県いじめ対策アドバイザー、国公私立の学校長、四国総合通信局、法務局、県福祉総合支援センター、子ども・女性支援センター、警察本部外
備考	・第1回協議会は6月5日（水）に開催。 ・第2回以降は、必要に応じて委員長（副教育長）が招集。 ・愛媛県いじめ防止対策指導者研修会を令和7年1月30日（木）に開催予定。

【項目3】

事業名	いじめSTOPつながる力育成事業
事業開始	令和6年度（いじめSTOP事業は平成25年度開始）
目的	子どもたちの人間関係構築力（人とよりよい関係を築く力）の育成に向けたプログラム開発と県内全ての学校をオンラインで接続したライブ授業の実施をとおして、子どもたちの心の育ちと教職員の学級づくりを支援することで、子どもたちをいじめの被害者にも加害者にもしない取組の推進や不登校支援につなぐ。
事業内容1	ジブンミカタプログラムの開発
事業の目的	子どもたちの人間関係構築力（人とよりよい関係を築く力）の育成に向けたプログラムを開発し、子どもたちのスキル向上と教職員の学級づくりを支援する。
対象	小学校5年生～中学校3年生の児童生徒 約55,000人（県内公立学校を対象） ※令和6年度はプログラム開発のため開発協力校（県内6校）のみ ※令和7年度から、全ての県内公立学校に導入予定
備考	開発協力校 松前町立岡田小学校、岡田中学校 八幡浜市立江戸岡小学校、西予市立宇和中学校 今治市立乃万小学校、新居浜市立川東中学校

事業内容2	県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP!デイplus」
実施日	令和6年11月21日(木) 14:00~15:30
事業の目的	県内全ての小中学校をオンラインで接続したライブ配信授業を実施し、えひめの子どもたちによるいじめ防止に向けた学校づくりを社会総ぐるみで推進するとともに、県全体への普及啓発及びサポート体制の構築を図る。(平成25年度から取り組み開始)
参加者	県内全ての小6・中1を中心とした児童生徒約23,000人、教職員、地域関係者等、市町関係者等(教委、PTA関係者)外
備考	STOP!デイplusの様子やいじめ問題に取り組む子どもたちの姿を県内に広く発信するドキュメンタリー番組を制作し、地上波で放送することで、家庭や地域でのいじめ問題について話し合う機会につなげ、県全体でのいじめの未然防止に向けた関心を高める。

【項目4】

事業名	「いじめ相談ダイヤル24」
事業開始	平成19年度
事業の目的	いじめ問題等への対応に万全を期すため、電話での相談活動を実施。夜間や休日も24時間体制で子どもや保護者等からの相談に対応する。(国1/3補助)
実施形態等	<電話相談窓口> フリーダイヤル(0120-0-78310) 平日: 8:30~17:15・・・(愛媛県教育委員会) 平日: 17:15~翌朝8:30、土日・祝日: 24時間・・・(相談員)
相談者	子ども及び保護者が中心
相談員	臨床心理士、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を有している者

【項目5】

事業名	SNS活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」
事業開始	令和元年度
事業の目的	県内の中高校生を対象に、SNS(LINE)を活用した相談窓口を開設し、様々な悩みや不安を抱える生徒に対する相談体制を整え、問題の深刻化の防止や早期対応、不安解消に向けた支援を行う。
実施形態等	<SNS話相談窓口> 令和6年4月3日~令和7年3月21日 原則週2回(毎週火・日曜日)18時30分~21時30分
相談者	県内全ての中高校生
相談員	臨床心理士、精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を有している者
備考	・学校で配布する二次元コードで友だち登録をして相談する。 ・相談者に対し、しおりやチラシ等にて周知を図る。

ジブンミカタプログラムの概要

<セルフチェック(一部)>

—ジブンミカタアンケート— (心と体の健康と人とのつながり)

- ・個人的な悩みを安心してクラスの友達に話せる
- ・気持ちを素直に先生に話したり伝えたりできる
- ・失敗したとき、ひとりぼっちだと感じがちだ
- ・家の人と、自分の悩みについて話し合うことができる
- ・人にどう話しかけたいのかわからない
- ・つかれを感じたとき、しっかり休むことができる
- ・自分にいやな事をした相手にもやさしくしようと思う
- ・物事に対してほとんど興味が無い、または楽しめない
- ・つかれた感じがする、または気力がない
- ・学校の勉強、読書、またはテレビを見ることなどに集中するのが難しい

選択のみ

—学校生活アンケート—

- ・学校は楽しいですか
- ・友達に嫌なことをされたときはありましたか
- ・困ったり悩んだりしている友達はいますか
- ・学校に行きたくないと思ったことがありますか
- ・今、心配なことやつらいことはありますか

選択+記述

月1回のセルフチェック



1人1台端末の活用

前の自分

回答 → 即座に

専門家の知見に基づいたポジティブなコメントを個に応じて即座にフィードバック

【月別定型文】
5月になりました。進級して1か月が過ぎ、どんな毎日を過ごしていますか。

【コメント】
今回のジブンミカタチェックでは、自分のよさをなかなか実感できないようだね。また、友達にどんなふう話し掛けたらいいかわからないこともあるのかな。

- 【アクション提示】
- 寝る前に今日の自分の頑張りを思い出す
 - 友達がどんなふう話し掛けているか観察する
 - ゆっくりする時間をつくる
 - だれかに相談する
 - (自分で考える)

個別最適化したフィードバック

人と関わるアクションの提示



自分にできそうなことは何か。やってみようかな。

自分を見つめ、やってみようと思うアクションを1つ選択して実施

① プログラムの基礎データの開発

- ・「自分を大切にできる態度」「ソーシャルサポート」「心の健康」「コミュニケーションスキル」「健康維持スキル」「他者理解スキル」を測るのに最適な項目を即座に分析
- ・子どものタイプと困りごとの解決方法を分類

② 成長するプログラムを実装

- ・メッセージや子どもが考えたアクションの有効性を分析
- ▶ 多様なフィードバックを実現

専門家の知見を効果的に活用

児童生徒支援 (人とよりよい関係を築く力の育成)

スキルアップした自己の自覚

昨日の自分よりも今日の自分のほうが好きだな。



気持ちを伝える方法が少し分かったかも。

日常的に実現可能で自律的な自己発見や自分磨きを重ね、人とよりよい関係を築こうとする意欲を伸ばす

振り返り 自己変容

- ◎自分が自分の味方になる
- ◎自分や人の見方を振り返る
- ◎自分が誰かの味方になる
- ◎自分の味方を増やす

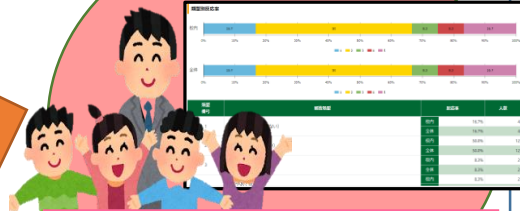


【県教育委員会】

- 県全体の傾向や課題の把握
- STOP!デイplusとの連動
- プログラムの改修
- 大学・企業等連携

データ活用

教職員支援 (学級づくり)



子どもの変化をキャッチ → 子ども一人ひとりに応じた相談につなぐ

- 即座に学級全体の集計・分析が可能(教職員の負担軽減)。データが蓄積され、集団の変容も可視化できる。
- 個別記録のモニタリング機能により児童生徒の状況を把握し適切なタイミングでの声掛けや相談につなげることができる。
- アラート表示機能によってリスク要因の高い児童生徒の情報を学級担任、管理職、養護教諭等が共有し、迅速かつ包括的な支援につなぐことができる。

令和5年度県内のいじめの認知状況

(私立中学校・中等教育学校・高等学校)

1 いじめの認知件数(令和4年度との比較)

区分	認知した学校数 (学校総数に占める割合)			認知件数		
	4年度	5年度	差	4年度	5年度	差
中学校	5 (100.0%)	5 (100.0%)	0	95	38	-57
高等学校	8 (47.1%)	6 (35.3%)	-2	22	16	-6
計	13 (59.1%)	11 (50.0%)	-2	117	54	-63

1,000人当たりの 認知件数	
5年度	全国平均
24.8	38.1
1.3	5.5

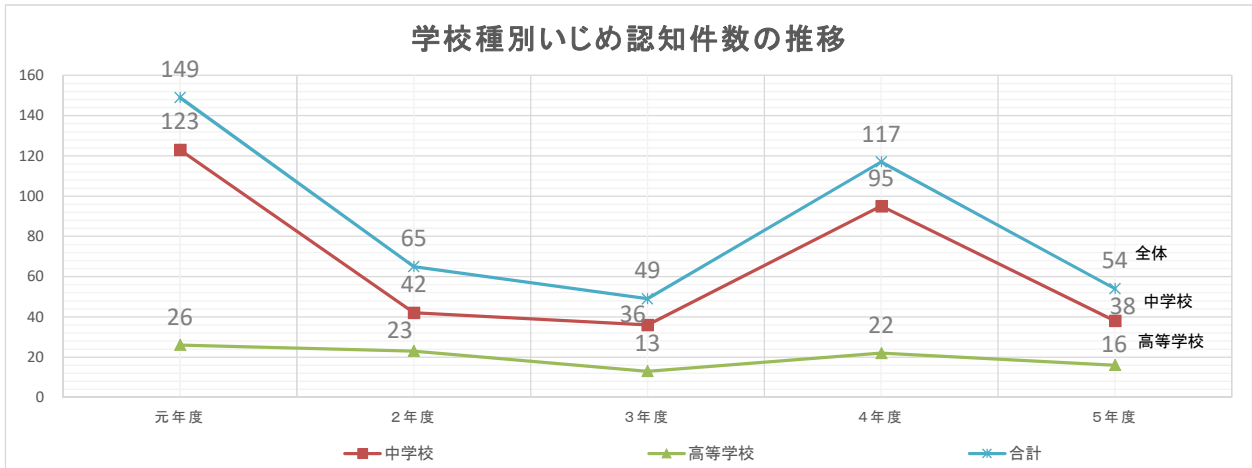
※学校数: 中学校5校(中等教育学校2校(前期課程)含む。)、高等学校17校(中等教育学校2校(後期課程)含む。)

【考察】

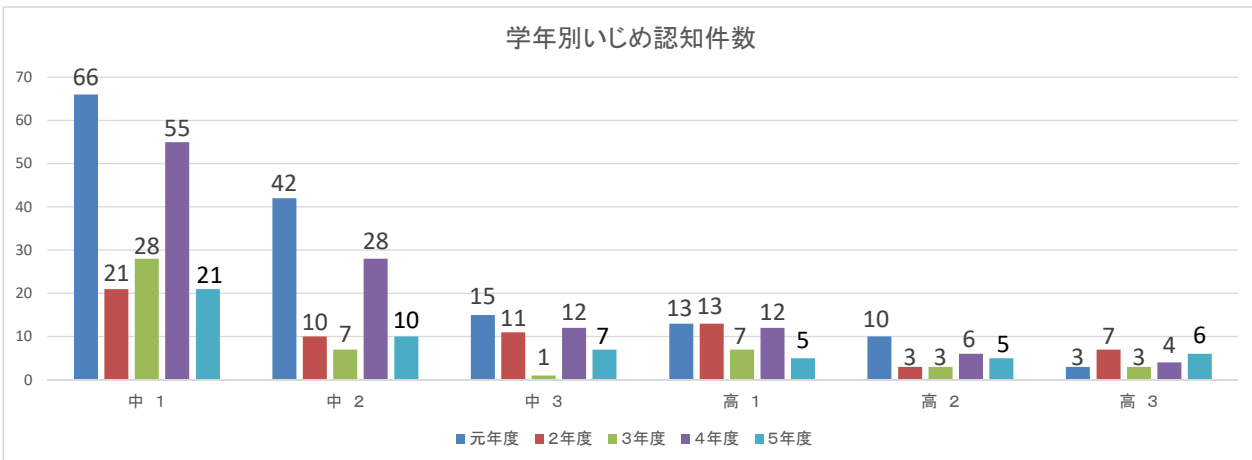
中学校では、全校でいじめを認知しているが、認知件数は4年度比で60%減の38件と3年度の水準まで減少。高校は、生徒1,000人当たりの認知件数が1.3件と全国平均より低く、元年度の2.9件をピークに減少傾向。

各学校では、相談窓口の設置、面接実施、定期アンケート調査など、いじめの早期発見に取り組んでいるところであるが、いじめを漏れなく認知するためには、全ての教職員が積極的な認知を行うとともに、今後も、学校を挙げて、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組みを行うことが重要である。

(参考)



2 学年別の認知件数 (令和元年度～5年度)



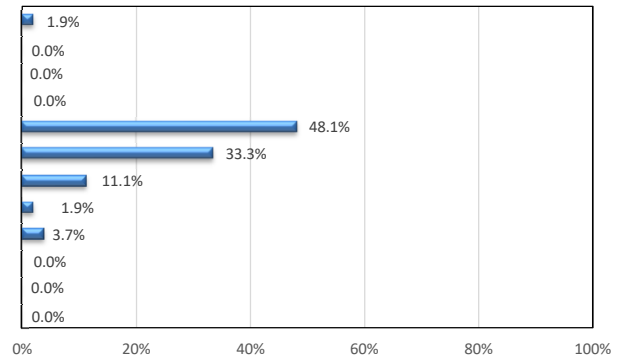
【考察】

高3生を除き、中1～高2生の全学年で4年度から認知件数が減少。県内私立学校には、中高一貫教育で6年間を過ごす中等教育学校・中高併設学校があるため、中1の段階で、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組みが今後も重要である。また、環境が変わる高1の段階でも、部活動を含めたいじめの未然防止を図っていかねばならない。

3 発見のきっかけ（令和5年度）

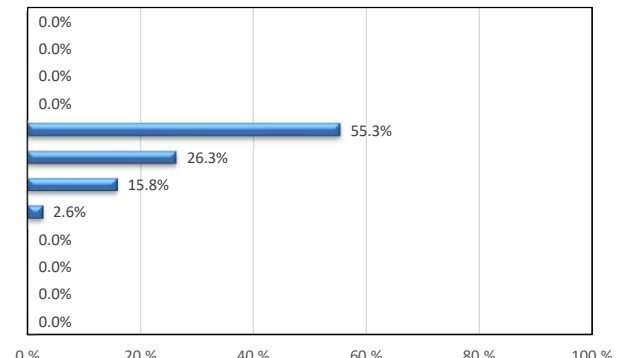
(1) 全体

	件数
学級担任	1
学級担任以外の教職員	0
養護教諭	0
外部の相談員(スクールカウンセラー等)	0
学校の取組(アンケート調査等)	26
被害者本人の訴え	18
被害者本人の保護者の訴え	6
本人以外の児童生徒の情報	1
児童生徒(本人以外)の保護者の情報	2
地域住民からの情報	0
関係機関からの情報	0
その他	0
計	54



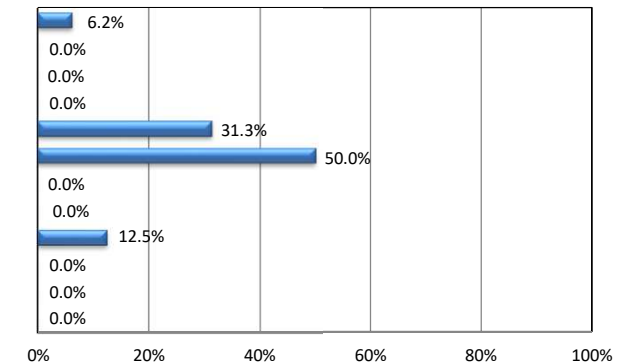
(2) 中学校

	件数
学級担任	0
学級担任以外の教職員	0
養護教諭	0
外部の相談員(スクールカウンセラー等)	0
学校の取組(アンケート調査等)	21
被害者本人の訴え	10
被害者本人の保護者の訴え	6
本人以外の児童生徒の情報	1
児童生徒(本人以外)の保護者の情報	0
地域住民からの情報	0
関係機関からの情報	0
その他	0
計	38



(3) 高等学校

	件数
学級担任	1
学級担任以外の教職員	0
養護教諭	0
外部の相談員(スクールカウンセラー等)	0
学校の取組(アンケート調査等)	5
被害者本人の訴え	8
被害者本人の保護者の訴え	0
本人以外の児童生徒の情報	0
児童生徒(本人以外)の保護者の情報	2
地域住民からの情報	0
関係機関からの情報	0
その他	0
計	16



【考察】

いじめ発見のきっかけは、中学校では「学校でのアンケート調査」が最も多く、高等学校では「被害者本人の訴え」が最も多い結果となり、このことは、学校の組織的な取組みや教職員等へ相談しやすい環境づくりが早期発見につながっているといえる。今後も、いじめ問題に関する教職員間の共通理解や校内研修、教育相談体制の充実など、各学校が定めたいじめ防止基本方針に沿った適切な対応が求められる。

【参考】全国私立の状況

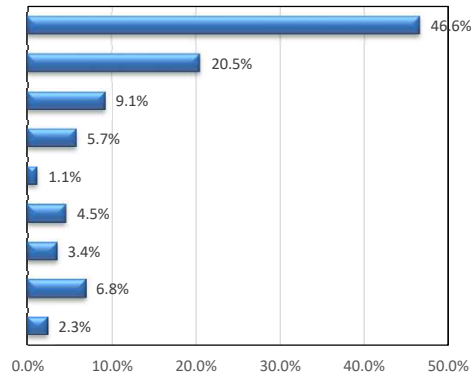
	中学校		高等学校		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
学級担任	142	6.3	204	6.2	346	6.2
学級担任以外の教職員	62	2.8	70	2.1	132	2.4
養護教諭	7	0.3	14	0.4	21	0.4
外部の相談員(スクールカウンセラー等)	6	0.3	9	0.3	15	0.3
学校の取組(アンケート調査等)	1,021	45.4	1,604	48.8	2,625	47.4
被害者本人の訴え	473	21.0	948	28.8	1,421	25.6
被害者本人の保護者の訴え	385	17.1	300	9.1	685	12.4
本人以外の児童生徒の情報	107	4.8	99	3.0	206	3.7
児童生徒(本人以外)の保護者の情報	44	2.0	29	0.9	73	1.3
地域住民からの情報	0	0.0	1	0.0	1	0.0
関係機関からの情報	0	0.0	4	0.1	4	0.1
その他	2	0.1	8	0.2	10	0.2
計	2,249		3,290		5,539	

4 いじめの態様（令和5年度）

※この間は複数回答のため、態様別の計は認知件数の計と一致しない

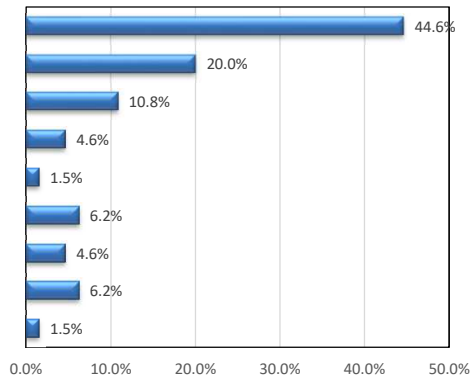
(1) 全体

	件数
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	41
仲間はずれ、集団による無視をされる	18
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	8
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	5
金品をたかられる。	1
金品を隠されたり、盗られたり、壊されたり、捨てられたりする	4
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	3
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	6
その他	2
計	88



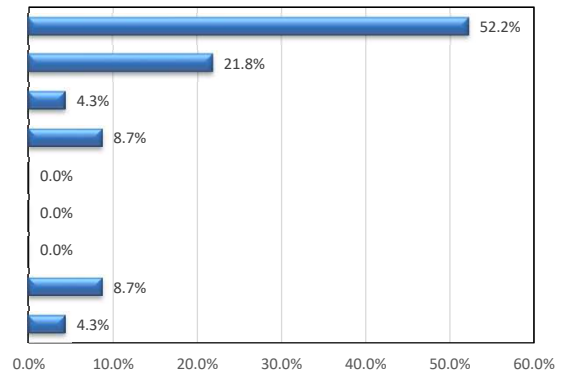
(2) 中学校

	件数
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	29
仲間はずれ、集団による無視をされる	13
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	7
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	3
金品をたかられる。	1
金品を隠されたり、盗られたり、壊されたり、捨てられたりする	4
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	3
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	4
その他	1
計	65



(3) 高等学校

	件数
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	12
仲間はずれ、集団による無視をされる	5
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	1
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	2
金品をたかられる。	0
金品を隠されたり、盗られたり、壊されたり、捨てられたりする	0
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	0
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	2
その他	1
計	23



【考察】

中学・高等学校ともに「冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が約半数を占めるなど、いずれの態様も、日常生活の中で起きている事案のため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、学校の教育活動全体を通して生徒の人権意識の醸成や社会性を育む指導に取り組む必要があるほか、学校が認知しきれていない可能性があるインターネット上のいじめには、今後、情報モラル教育の充実を図っていく必要がある。

【参考】全国私立の状況

	中学校		高等学校		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	1,372	44.9	2,087	48.7	3,459	47.1
仲間はずれ、集団による無視をされる	400	13.1	699	16.3	1,099	15.0
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	343	11.2	265	6.2	608	8.3
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	134	4.4	116	2.7	250	3.4
金品をたかられる。	85	2.8	93	2.2	178	2.4
金品を隠されたり、盗られたり、壊されたり、捨てられたりする	141	4.6	122	2.8	263	3.6
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	140	4.6	215	5.0	355	4.8
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	282	9.2	483	11.3	765	10.4
その他	160	5.2	204	4.8	364	5.0
計	3,057		4,284		7,341	

令和5年度

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動や不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとする。その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。さらに、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するもの。

II 調査対象期間 令和5年度間

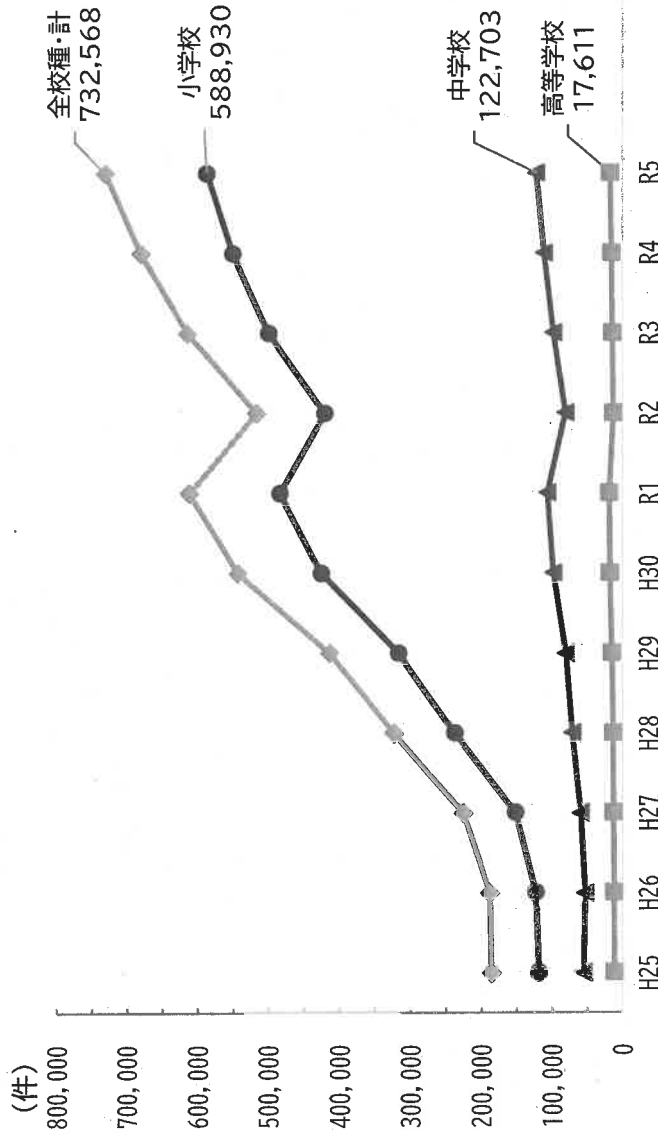
III 調査項目(調査対象)

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 暴力行為 | 国公立小・中・高等学校 |
| 2 いじめ | 国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 3 出席停止 | 市町村教育委員会 |
| 4 小・中学校の長期欠席(不登校等) | 国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 5 高等学校の長期欠席(不登校等) | 国公立高等学校 |
| 6 高等学校中途退学等 | 国公立高等学校 |
| 7 自殺 | 国公立小・中・高等学校 |
| 8 教育相談 | 都道府県・市町村教育委員会 |

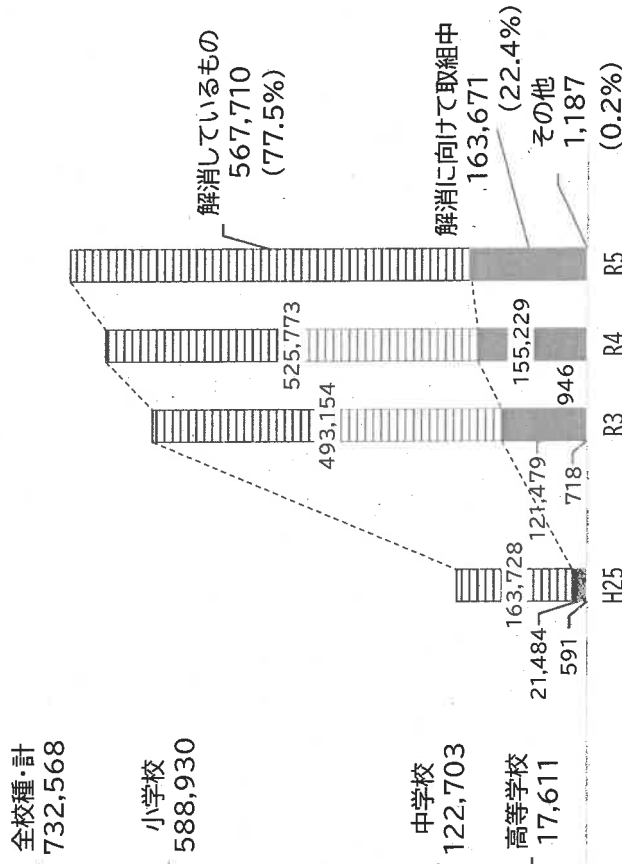


いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移 (各年度末時点)



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	118,748	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897	500,562	551,944	588,930
中学校	55,248	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937	111,404	122,703
高等学校	11,039	11,404	12,664	12,874	14,789	17,709	18,352	13,126	14,157	15,568	17,611
特別支援学校	768	963	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075	2,263	2,695	3,032	3,324
計	185,803	188,072	225,132	323,143	414,378	543,933	612,496	517,163	615,351	681,948	732,568
	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9	46.5	39.7	47.7	53.3	57.9

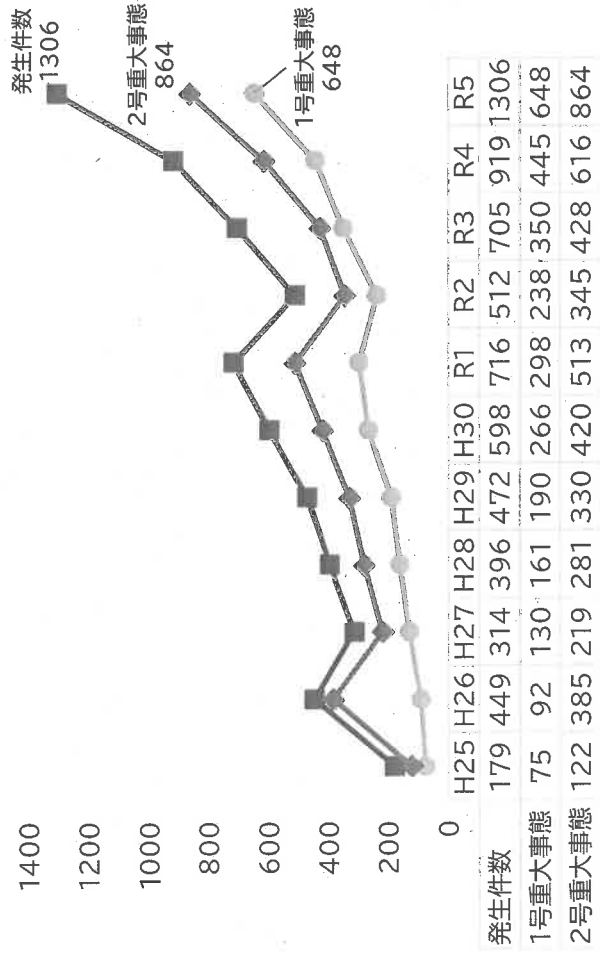
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件(前年度681,948件)であり、前年度に比べ50,620件(7.4%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は57.9件(前年度53.3件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは567,710件(77.5%)であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、1,306件(前年度919件)。
うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは648件(前年度445件)、同項第2号に規定するものは864件(前年度616件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定し、令和6年8月に改訂を行った。

■ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	506	444	227	8	1185
重大事態発生件数(件)	548	491	259	8	1306
うち、第1号	238	245	162	3	648
生命	17	43	15	0	75
身体	49	44	24	0	117
精神	153	134	117	2	406
金品等	19	24	6	1	50
うち、第2号	391	320	148	5	864

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

いじめの重大事態について

いじめ重大事態の1,000人当たり発生件数

